

## 令和8年度若年求職者向け多様な働き方実践企業職場体験ツアー業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名

令和8年度若年求職者向け多様な働き方実践企業職場体験ツアー業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日

### 3 目的

本業務は、学校卒業後から39歳以下の若年求職者を対象に、埼玉県が認定している『多様な働き方実践企業』（以下、「認定企業」という。）の職場体験ツアー\*を実施し、認定企業と若年求職者との接点を創出することで、若年求職者にとっては「自分の希望する働き方」を実現するために認定企業が役立つことを知っていただくとともに、認定企業を就職先の一つとして認識するきっかけとなり、認定企業にとっては若年者の人材確保の一助となることを目的として実施するものである。

\*この事業でいう「職場体験ツアー」とは、若年求職者をバスで認定企業に連れていき、職場見学や企業担当者との交流等を行う事業を指します。

### 4 体験ツアーの概要

#### (1) 実施時期

令和8年10月～11月

#### (2) 体験ツアー参加対象者

学校卒業後～39歳以下の若年求職者

#### (3) 体験ツアー実施エリア、実施回数及び参加者数等

地域(例)	実施回数(日)	訪問企業数	参加者数
東部エリア	1回(午後半日)	2社	20人程度
西部エリア	1回(午後半日)	2社	20人程度
北部エリア	1回(午後半日)	2社	20人程度
合計	3回	6社	60人程度

※ 参加者数について各回「数名～20名程度」を見込んでいる

※ 地域区分については、訪問先企業の組み合わせにより多少の変動を含む

#### (4) 体験ツアー全体企画について

体験ツアー参加者が認定企業を就職先の選択肢の一つとして認識できるよう、体験ツアーの実施だけでなく以下のような体験ツアー全体について企画すること。

##### ア 体験ツアーの企画及び実施

イ 体験ツアーの募集チラシの作成、募集用動画（15～30秒程度）の制作、ネット広告等若年求職者に訴求する媒体への掲載、体験ツアー当日の写真撮影及び写真データの納品

ウ バス移動中の若年求職者への認定企業についての説明（認定企業の概要説明資料などの作成）

### 5 業務委託の内容

#### (1) 体験ツアーの企画及び実施

訪問先企業と綿密な調整を行い、体験ツアー参加者が、認定企業で働くことに興味を抱くことができるようなツアーを企画し、実現すること。

##### ア 訪問先企業との体験ツアーの内容調整（8月中）

県であらかじめ決めた訪問先企業（6社）と事前に打合せを行い、体験ツアーの日程、体験ツアー当日のスケジュール及び体験内容等について調整を行う。ただし、調整している中で実施が難しい企業があった場合は、県と協議の上、他の企業に当たるものとする。体験内容等の内容は、あらかじめ県の監修を受けるものとする。なお、1社あたり1時間程度の訪問とする。

##### イ 体験ツアーの応募受付（8～10月）

体験ツアーに参加する若年求職者の募集については、県と協力し、応募を促進するような取組を提案、実施すること。なお、ハローワークなどへの協力依頼や合同企業説明会での募集などについては県が行う。

参加者の決定は県が行う。

##### ウ 体験ツアー行程表の作成、提出

体験ツアー当日の集合場所、訪問先企業において実施する内容、解散場所など一日のスケジュールを示した行程表を作成し、あらかじめ県に提出すること。

##### エ 体験ツアーに参加する若年求職者との連絡調整（8～10月）

集合場所等あらかじめ示した上で参加者から要望があった場合は可能な限り考慮し調整すること。

体験ツアーの行程表やしおり等を参加者に事前に渡すこと。

##### オ 体験ツアーの実施

「4 体験ツアーの概要」のとおり県内3カ所において実施する。

体験ツアー用の大型バスを用意し、参加者全員を乗せて移動する。体験ツアーには添

乗員を最低1名つけて、体験ツアー開始時にはオリエンテーションを行うとともに、体験ツアー終了時にはまとめを行う。また、体験ツアー中にはバスの中で5（3）バス移動時間の企画を実施すること。

#### カ 安全対策

体験ツアー中に発生した事故へ対応するための傷害保険への加入を必ず行うこと。また、ツアー催行中の事故、急病、災害等の発生時に適切に対応する等、危機管理対応を的確に行える体制をとること。

### （2）参加募集チラシの作成、募集用動画（15～30秒程度）の制作・掲載及び体験ツアー写真データの納品

#### ア 体験ツアーの広報チラシの作成、募集用動画（15～30秒程度）の制作

体験ツアーの参加者募集の前に、若年求職者が体験ツアーに興味を持ち、参加応募しなくなるようなデザインの募集チラシ（A4片面を想定）及び募集用動画（15～30秒程度）を作成し、電子データで納品すること。

#### イ ネット広告等若年求職者に訴求する媒体への掲載

ネット広告等若年求職者に訴求する媒体への掲載など、若年求職者への周知に効果的な方法を提案・実施すること。

#### ウ 体験ツアーの写真撮影及び写真データの納品

当日の体験ツアーの様子や企業の雰囲気が分かるような写真を撮影し納品する（参加者の顔が分からないように撮影し、参加者には県ホームページで写真を公開する旨説明しておくこと）。写真は県ホームページで体験ツアーの様子として公開するため、写真データの納品にあたり、雇用・人材戦略課及び訪問企業に事前に監修を受けること。なお、撮影に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする。

### （3）バス移動時間の企画

#### ア バス車内において、下記のような企画を考え実施すること。

- ・就職活動の進め方のアドバイス
- ・若年求職者が自分のキャリアを考えるための企画
- ・働きやすい職場として認定企業を周知・案内 など

#### イ アンケートの実施

参加者及び訪問先企業に対し体験ツアー実施の効果測定を図るようなアンケートを実施すること。アンケートの内容については、事前に県の監修を受けること。

アンケートの集計結果については、見やすくまとめて県に提出すること。

#### ウ 移動時間で使用する資料の作成

若年求職者が自分のキャリアを考えるための資料、訪問企業の概要、認定制度の概

要といった資料を作成し参加者に事前に渡すこと。

## 6 業務実施体制及びスケジュール

本委託業務に従事する者について、業務管理、関係者との連絡調整、監修など業務実施体制とそれぞれの役割、スケジュールを明確にし、事前に県に報告すること。

## 7 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (2) 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として全て県に帰属するものとする。

## 8 留意事項

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (3) 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。
- (4) 受託者は、本業務において配置したすべての者に関して、県及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (5) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (6) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (7) 本業務にかかる経費は、本仕様書において県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (8) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県へ報告する。
- (9) 本業務が完了した際は、作成した資料一式を編纂し、県に提出すること。
- (10) 本仕様書に定めるもののほかに疑義が生じた場合はその都度県と協議して決定する。
- (11) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。

## 9 委託契約額の支払

- (1) 本業務の実施に当たり、委託料により発生した収入がある場合は、県に返還しなけれ

ばならない。

(2) 委託料に不足が生じた場合であっても、県は不足額を補填する義務を負わない。